

及び国がそれぞれ二分の一を負担するものとすること。

これは費用負担の点であります。一級河川は、全額国庫負担、国が直轄、知事に対する委任がない。二級河川は、二分の一国庫負担、知事の管理、運用に修正するものであります。内容については、ひとつお手元の施行法案及び本法案の修正案についてごらん願います。

○委員長(安田敏雄君) それでは、た
だいま御説明のありました両修正案に
対し、質疑のある方は、順次御発言を
お願いいたします。

〔おおむね御意見を述べた〕
御発言がないようありますから、
これより原案並びに修正案について討
論に入りたいと存りますが、御異議
ございませんか。

よって、これより討論に入ります。
御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○田上松衛君 原案に賛成し、同時に、自民党的修正案にも賛成するということを明らかにしつつ意見を申し上げます。

政府の本法案に関する提案理由の説明を持つまでもなくして、明治二十九年に制定された河川法に数回にわたる若干の改正が加えられたとはいはれども、すでに七十年という長い年月に及んでおりまする現行河川法が、日露戦争だあるいは大東亜戦争だとうなものを経まして、国の行政、經濟等は言うまでもなく、国土全

体に大きな変革を生じたわが国の現時点にマッチしないことはもちろんあります。表現するならば、この姿は、あたかも、ちょっと時代の衣服やはきものを、大正時代を経て昭和四十年になるうとしておる現時代の者に着せたり、はかせたりしようとしてきたのでございまして、これを根本的につくりかえなければならぬということは、これはもう何人も異論のあるはずはないのです。むしろ国民全体は、一刻も早く新しい法の発足を期待しておるはずだと確信するわけであります。

ただ問題は、今度出されたところの案が、そのまま現時代の要求に、いろいろな支障やあるいは疑惑を引き起さないように配慮をし得る程度のしつかりした骨格と体质、これだけは完備してほしいといいながらおつたわけでありますけれども、残念ながらその点には幾多の不備、不完全が残っておりますことは、今までの長い間におきまする衆議院あるいは本院の審議の過程においても、いろいろ述べられたとおりでございまして、このことは政府みずからがよく身につけておられることがあります。衆議院あるいは本院の審議の過程においても、いろいろ述べられただし、だからといって、私は率直に申し上げまして、現行法と比べまして、そこに何らの後退しておるという点は発見できない。のみならず、少なくとも大きく前進しておるという事実は、率直にやはり認めていただきたい、こう考えておるわけであります。

まあこの場に臨んで、いまこれらの点を具体的に批判し、あるいは評価していくなんというような愚は避けます。特に、今日、いままお河川台帳等

ができないない、実態調査の把握とい
うものが全くゼロだという姿にがんがん
み、さらには、時代はますます急ピッ
チで進展、変化しているという事実に
対応するかまえの緊急性を痛感してお
るわけでございまして、前段に述べた点の改
ような若干の不備、不完全な点の改
定、整備等は、将来の機会に期待する
ことといたしまして、わが民社党とし
ては、ともかく本案は、本国会で通瀬
せしむべきであるという結論に到達し
ているわけでござります。

修正であれば同意をいたしたいと考
るのであります。
社会党から出されておりますこ
は、いろいろこまかい文章がござい
して、ここまでいきますと、さつま
申し上げました気持ちの中でおくみ
り願えると思うのですが、また、相
いつた将来は、時代に適応するようう
改定等が考えられるわけでございま
て、これはそういう将来の問題として
さらにこまかく検討を加えていきま
い、こう考えるのでございまして、き
えてこの場合は自民党の修正案に賛成
しておくと申し上げたいと思うのでぞ
ります。

以上申し上げまして私の討論を終ります。

した日本社会党提案の河川法案修正案及び河川法施行法案修正案に反対し、自由民主党提案の河川法案修正案並びにこの修正部分を除く原案に賛成の討

論を行なわんとするものであります。す。

しては、次の理由により反対するものであります。

第一回 假定する一編の話題
の基準を政令で定めること及び建設大臣が認定を行なうこととしておりますが、河川の実態は、直哉、眞珠、よし

が、河川の実態は流域流量はなんらん面積、人口、水需要等、諸種の状況がきわめて複雑多岐であり、画一的

に法律または政令で一級河川の指定基準を規定することは困難であり、また、一級河川の指定は、法律の具体的な執行に関する事項ですが、建設大臣が単独で行なうよりも、関係都道府県

府県知事及び河川審議会の意見を開き、関係各省との間の意見の調整を十分にはかった上で、政令をもって指定するという原案のたてまえがすぐれていると考えるものであります。

二級河川の指定につきましては、まだいま申し上げたとほん同様な理由により修正の必要は認められません。

第二に、一級河川の管理は、すべて建設大臣が行なうように改めるべきであるという点につきましては、從来河川管理の任に当たってきました都道府県の行政組織及び国の行政組織の実態にかんがみまして、にわかに賛成しがたいものがあります。一級河川に指定区間に設けて河川管理の一部を都道府県知事に行なわせるという原案のたてまえは、新河川法案が目ざす水系一貫管理の体系をいささかも乱すものではなく、むしろ現在の河川管理の実態との調和をはかつた、まことにすぐれたものであると考えるものであります。

する費用の負担につきまして等差を設けたこと、及び二級河川につきましては、改良工事についてのみ国の負担を認めたことも、まさにきめのこまかい配慮でありまして、これに対してはいささかの修正を加える必要も認められないものであります。

要であります。
第三に、河川管理者が工事実施基本計画を定めるにあたりましては、いわゆる水害常襲地域に対する治水対策につきまして特に配慮しなければならないこととしております。いわゆる水害常襲地域に対しまして、積極的に治水対策を講ずべきことは、河川管理者の

す。このように河川は、治水、利水の両面からますますその重要性を増してきており、河川を適正に管理できるかどうかは、わが国の国民生活の安定と産業経済の進展を左右するものであるといつても、決して過言ではないのでありますば、この河川管理によって去るる

すなわち、第一に、河川の管理と国民の権利義務との調整という点で、憲法下の法律体系に必ずしもじまない点がある。第二に、産業経済の進展がいまだ著しくなかつた時代につくられたものであることにより、利水関係についての配慮が不十分である。第三に、江戸時代の運河の整備が

らんであるとか、要するに地方の財政能力ではどうにもならないという規模になつた場合にどうするかということあります。このことを考えてみますと、河川法の修正にいたしましても、今までの管理体制というものが、明治二十九年以来の非常にこそくなもの

する案に対しましては、社会党の提案にかかる河川法案の修正に伴い必要を生ずる法案の修正でありますので、本法に対する修正案に賛成できない以上は、施行法案の一部修正案にも同様賛成できないものであります。その反対の理由は、河川法案の一部修正案に対し述べたと同様であり、政府原案をもって適当であると認め、河川法案に対する修正案とともに河川法施行法案の一部修正案にも反対を表明するものであります。

当然の任務であります。工事実施基
本計画を定めるにあたっても、特に配
慮すべきことを明文をもつて規定する
こととしたことは、まことに当を得た
ものと存じます。

なお、自由民主党提案の河川法に対
する修正案による修正部分を除く原案
に対し、賛成討論を続けることにいた
します。

近時、社会経済の進展はまことに目
ざましいものがありますが、この社会
経済の進展に伴い人類の生存に欠くこ

現行河川法は、明治二十九年の制定にかかるものであり、現在に至るまで約七十年の歳月が経過しておりますが、その間の諸種の事情により、根本的な改正は加えられておりません。したがつて、旧憲法当時の國の行政及び地方制度を前提とした「河川ハ地方行政ニ於テ其ノ管内ニ係ル部分ヲ管理スヘシ」という原則が現在も生きております。河川は、いわば分割的に管理せらるべきのであります。このこと

に近時沿水^{ホウスイ}和水^{カクスイ}の両面の要請から、また、科学技術の発達に伴い、大規模なダム、その他の施設が數多く建設されておりますが、これらの施設の設置あるいは管理についての規定が不十分であるというような点であります。原案におきましては、これらの諸点につきましては、慎重な検討を加えて、必要に応じ十分な手当てがなされているものと、認めるものであります。

であつて、治水及び利水の面においては、不十分であったということが、修正の一
つの動機となつてゐるわけでありま
す。とするならば、これを改正をする
以上は、本来の改正の目的に合うよう
に修正をしていかないことは、仮を
つくつて魂を入れないということにな
るのであります。

今回、河川法の改正がようやく問題
となりまして、社会党といえども、明
治二十九年以来の河川法がそのままで
よろしいというふうに考へてゐるので
はないのであります。これは改正をし

なお自民党提案の修正案につきましては、次の理由により賛成いたしました。
第一に、河川の流水は、私権の目的となることができないことを明文をもつて規定することとしております。
河川の流水は、文字どおり流れる水であり、その物理上の性質により私権の支配の対象とはなりがたいものであります。ですが、このことを法律上も明らかにして疑義なからしめることとしたことは、適当な措置であると考えるものであります。

とのできない水、ひいては、その水の根源である河川と人類の生活とは、密接不可分の関係に進んできたことは、論をまたないところであります。が、水は人類にとって文明の母であると同時に、災厄の源であるとよくいわれますが、このことばは、アジア・モンスター地帯にあるわが国の河川について、最も適合するものであります。人口の増加、産業の発展により、河川沿岸流域はますます開発せられる趨勢にあります。が、これに伴い災害発生の危険も増加し、その規模も大きくなるのは当

問題を引き起こしているのであります。河川は、上流から河口に至るまで一貫して流れるものでありますから、どの地点における行為をとつてみましても、多かれ少なかれ他に影響を与えるのであります。したがいまして、河川といふものは、水系を一貫して管理しなければ適切な管理を行なうことができないという性格を有するものでありまして、河川の持つ重要性が増大するにつれて、治水、利水の両面において、水系一貫管理の必要性もまた増大していくのであります。このときこありま

の修正案による修正部分を除く原案に賛成の意を表しまして、私の原案に対する賛成並びに自民党の河川法一部修正案に対する賛成の討論を終わる次第であります。

○瀬谷英行君 私は、日本社会党の修正案に賛成をし、その修正案が多数の同意を得られない場合は、原案並びに自由民主党の修正案に反対をする立場で若干討論をいたしたいと思います。

実は私は、院議によりまして、十八日から作業日まで、今回の也農による災

議の過程で非常に多くの問題が出てまいりました。この問題となっていもろもろの点をここに重複をして繰り返すことは省略をしたいと思いますが、結論的に、ここにあらわれてまいりました修正案が、自由民主党の修正案と社会党の修正案というふうにしばられた形で出てきています。いま自由民主党の修正案についての御意見もお聞きをいたしましたが、私は、その趣旨について別で、そちらは、ナヨ、二

第二に、政令で定める遊水地につきましては、河川管理者が指定することにより、河川区域内の土地として取り扱うことができるなどといたしておりますが、一定の要件を備える遊水地を河川区域として管理することは当然必

然であり、したがって、治水事業の重要性は増大の一途をたどるのであります。また、産業の発展、人口の増加は、各種用水の需要を増大せしむるものであります。水資源の開発と合理的な配分を強く要請するものであります。

たりまして、水系一貫管理を柱とする新河川法案が提案されたことは、まさに時に得たものと考えるのであります。また、現行河川法における問題点といったしまして次の諸点が考えられるのであります。

害地の調査のため、山形県一帯を回つてまいりました。昨晩帰つたのであります。私が感じましたことは、たまたま今度の災害では、河川の問題は大ききクローズ・アップされておりませんが、もしもこの災害が、河川のほん

は、せっかく修正をするのであります。そこで、自民党的立場から言わせれば、一級河川、二級河川等についても、事情がいろいろあるのだから、これは一がいにありますから、むしろ法律で明らかに規定するということのほうが大事だらうと画一的であつてはならないし、一級河川、二級河川等についても、事情がいろいろあるのだから、これは一がいにありますから、むしろ法律で明らかに規定をするのはどうかという意見でございましたが、私は、せっかくこの機会でありますから、むしろ法律で明らかに規定するということのほうが大事だらうと思います。石井委員からも、修正の趣旨としては、念のために法律で明らかにして疑義ながらしむる法律ではつきりと細部に至るまで規定をするのがどうかという意見でございましたが、私は、せっかくこの機会でありますから、むしろ法律で明らかに規定するということのほうを申されておられます。ならば、むしろ社会党修正案のように、一級河川につきましても、二級河川につきましても、このように事こまかに規定をいたしまして明らかにすることのほうが、改正の趣旨にむしろ合立つて御意見を申されておられます。

由民主党の修正案は、言うなれば、湯かげんでいえば、少しまだぬるくて入るとかぜをひく、おいおいあたためていくんだという意味のお話もございますけれども、わが社会党の修正案のほうが、科学的に算定をいたしまして、湯かげんもちょうどよからうというところでありますので、社会党の修正案こそが、河川法改正のそのねらいにも合致するものであるというふうに考えまして、私のほうから一括をして、社会党修正案について、皆さん方の御同意を得たいということを申し上げまして討論を終わりたいと思います。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて。

○浅井亨君 どうも時間をまことに申しあげありません。

私は、公明会を代表いたしまして、河川法案及び河川法施行法案に対し、原案並びに自民党提出の修正案に賛成し、社会党の修正案に反対するものであります。

最近における産業経済の発展に伴い、水資源の総合的な利用と開発及び水系ごとに一貫した管理制度を整えることは、当然の急務であり、わが公明会が以前から主張した管理の一元化の点であります。改正法案に幾多の問題点はありますが、時勢に応じて河川管理制度に合理的な改正を加えたものと思われます。

以上の理由をもって本改正法案に賛成いたすものであります。

○委員長(安田敏雄君) ほかに御発言はございませんか。——御意見もないよ

うでござりますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

採決をする前に、ただいまの田中君提出の修正案は、予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三により、内閣に対し、意見を述べる機会を与えなければなりません。よって、ただいまの修正案に対し、内閣から意見を聽取いたします。河野建設大臣。

○國務大臣(河野一郎君) ただいま議題となつております社会党の提案にかかる河川法案に対する修正案並びに河川法施行法案に対する修正案に対しまして、政府といたしましては、政府原案をもつて妥当なものと考え、遺憾ながら、同修正案に賛成することができませんので、何とぞ政府提案にかかる原案をすみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(安田敏雄君) それではまず、河川法案について採決に入りました。

まず、田中君提出の修正案を問題に供します。田中君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田敏雄君) 少数を認めます。よつて田中君提出の修正案は否決せられました。

次に、稻浦君提出の修正案を問題に供します。稻浦君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田敏雄君) 多数と認めます。よつて、稻浦君提出の修正案は可決せられました。

○委員長(安田敏雄君) 多数をもつて可決せられました。

以上の結果、本案は多數をもつて修正議決をすべきものと決定いたしました。

次に、河川法施行法案について採決に入ります。

まず、田中君提出の修正案を問題に供します。田中君提出の修正案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(安田敏雄君) 少数と認めます。よって田中君提出の修正案は否決せられました。

次に、衆議院送付の原案を問題に供します。衆議院送付の原案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(安田敏雄君) 多数と認めます。よって衆議院送付の原案は多數をもつて可決せられました。

なお、両案の本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたし

陸自動車道建設法案を議題といたしまず。

○衆議院議員(野田卯一君) ただいま議題となりました東海北陸自動車道建設法案につきまして、私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の提案者を代表して、その提案の理由並びに要旨を御説明申し上げます。

思うに、近年来、わが国産業経済の驚異的発展に伴いまして、自動車交通の需要は飛躍的な増大を来たし、また、地域格差是正のための適正な産業分散体制確立の要請等に対処して、全国的視野に立った幹線的道路網の整備拡充をはかることは、刻下喫緊の急務として重大な政治的課題となつてまいりました。特に、今後のおびただしい急進展を予想せられる経済、社会諸情勢の趨向にかんがみまして、高速自動車の緊要性は年とともに著しく高まつてゐるのであります。

すなわち、さきに昭和三十二年高速自動車国道法及び国土開発総貫自動車道建設法が相前後して制定せられ、次いで昭和三十五年には東海道幹線自動車国道建設法の成立、さらにまた、昭和三十八年には関越自動車道建設法の制定を見るに至り、これらの各路線については、すでにそれぞれの調査が進められておりますが、なかなかずく、中央道、東海道については、いまや一部着工の運びとなり、さらに名神高速道路のごときは、昭和四十年度全線完成を目指して現在すでにその大半が供用を開始するに至っております。

しかるに、東海北陸地方は、国土の胴腹部を扼して日本海の要衝と太平洋岸屈指の工業地帯に連なり一大経済圏として大いに将来の発展を期待せらるべきところであるにかかわらず、その基

幹となるべき交通施設の見るべきものなく、表裏一体的経済の交流に重大な支障を来たしている実情であります。なおまた、一部にはいわゆる積雪寒冷地帯をかかえて、冬季交通確保に著しい難渋を来たしておるのであります。これが抜本的打開策を講ずる必要に迫られております。

なお、本路線の指定については、国土開発総貫自動車道の方程式に準じてこれを行なうことといたしまして、内閣審議会の議を経て、予定路線を決定することに相なつております。総理大臣は、国土開発総貫自動車道建設に關する件に關する事項を提出しなければならないことにいたしております。

はわれわれ国土開発総貫自動車道の立案のときにも、一つの将来の期待としてそういう計画をわれわれ持つておるわけです。そこで、総貫道——していえば横断道は、初めてここに出たわけでありますけれども、こういう計画は、国としては何か調査し、または考えられているものがあるのかどうかと、うまかづいて。

とをきめて御審議をいただきたい。ほ
なはだ失礼な申し分ですが、地元の御
要請、各位の御要請等も十分尊重し
承りまして、いざれ最近の機会にこれ
らを調整して最終決定をするよう、
その御審議をお願いいたしたい、こう
考えておるわけであります。

せられております。ところが、これが一番最短距離で、完成後には二時間でこれに行くということになつておりますから、一番経済的にもいいと思いますけれども、山岳地帯を通りますので、そうすると、現在の、たとえば九州高速縦貫自動車道にいたしましても、中央道にいたしましても、理想と

産業開発の大動脈としてすみやかに高速自動車道の建設を促進する必要があり、関係地域住民もまたつとにこれを要望いたします。われわれは、叙上の見地に立って、今後の経済発展上、本地方のもつ地位的重要性にかんがみ、かつまた、熾烈な地域的要請にこたえまして本道路の早急な実現を期するため、特に本法案を提出すること

第一は、本法案の目的についてであ
干の御説明を申し上げます。
これが本法案提出の趣旨であります
が、次に、本法案の要旨について、若
といたしたのであります。

第三は、本路線の建設に関する基本計画についてであります。これが決定にあたっても、内閣総理大臣は、前述の予定路線と同様の手続きを経て、これを行なうことといたしまして、さらに、この基本計画立案案等のための基礎調査についても、所要の規定を設けております。

第四は、現行高速自動車国道法の一部改正を行ないまして、同法に準拠する本自動車道の整備計画を作成する等所要の規定を設けることにいたしております。

○衆議院議員(野田卯一君) 起点は、
一宮市で名神国道とインター・チェックンジ
になることを考えておるわけでござい
ます。北のほうは、北陸の縦貫自動車
道、御存じだと思いますが、それと砺
目、大体どの辺を考えておるのです
か。

して描いているわれわれ並びに地域住民の期待というものがむざんにも、政府——政府というよりも、これは国会の議決によつてきめられるものですから、何らかの政治的な配慮によつてゆがめられて路線が変更になるといふことを、われわれはさまざまと見ておるのです。なるほど九州縦貫自動車道の場合には、これはまあ決定線いやございません、予定線の予定線、計画線でありますた、それが縦貫道という考え方をそれで鳥栖回りの平地を迂回していく道路になつております。中央道にいたしましても、赤石山脈の中を縦断して、そして中津川に行く線が今後六

東海地方と北陸地方との交通の迅速化をはかり産業經濟等の関係を一そら緊密にし、かつ、関係地域の開発を強力に推進するため、高速交通の用に供する幹線自動車道をすみやかに建設することといたしまして、これにより産業基盤の強化に資するとともに、広く國民經濟の發展に寄与せんとするものであります。

○委員長(安田敏雄君) 以上、提案理由の説明がありましたが、本法案に対する御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 これは河野さんに伺つておきますが、明年度あたり改定しようといわれておる道路整備五ヵ年計画の中に、いま提案されております東海北陸縦貫道、これはまあ中央道から見た場合には、これは横断道になりますけれども、これにうつたっているように、力不足の高速道路に、うつて、二

を置いておりますことは、御承知のとおりであります。したがいまして、ただいま提案になつております路線につきましては、若干の調査をいたしております。調査をいたしておりますといふことは、当面は主として縦貫道を具現することに、政府は専念いたしておりますが、当然横断の道路についてもやらなきやいかぬという意味合いにおきまして、どの地点に横断道路を何本入れるかということを考えておるわけであります。政府といたしましても、横断道につきましても、すみやかに政府のまとまった意見をつくりまして、

○田中一君 私は、地元の地域住民の方々の切なる御要望はよくわかる。これはもちろん道路整備計画の国の施策の貧困——まあ貧困ということばがどういふならば、金がないということになると、思うのです。これが一つと、それから、非常に心配するのは、かつては、この国会で審議をいたしましたよう、に、予定路線が途中で変更されると、たいへんな地域住民の反対等も起き上るものなんです。たとえば、いま一宮—砺波との間の図面で示されている路線は、大体この路線に来るであります。

十六
十キロも大幅に迂回をして平地を歩いた
並行線です。鉄道、国道、これと
縦貫道というものが並行して走つ
ているというようなことになります。
と、これまた、いいにおいをかがされ
た地域住民は反対する。反対というか
期待を裏切られてくるものなんです。
したがって、おそらく建設省の答弁
は、一応の計画の線としては、これが
一番最適なものである、しかし実際の
調査をしてみなければわからぬのだと
いうことになりますと、政治に対する
疑いを持つことにならざるを得ない。
で、このいま示されている資料にある

第二は、本自動車道の予定路線についてであります。が、本路線の起点を一宮市、終点を砺波市付近とし、主たる経過地を閔市付近及び岐阜県大野郡庄川村付近とするものでありまして、この基準に基づき、政府は別に法律案を

中には、いま提案されております東海北陸縦貫道、これはまあ中央道から見た場合には、これは横断道になりますけれども、これにうたつていてるように、筋骨状の高速道路という方式を、これ

やらなきゃいかぬという意味合いにおきまして、どの地点に横断道路を何本入れるかということを考えておるわけであります。政府といたしましても、横断道につきましても、すみやかに政府のまとまった意見をつくりまして、調査の結果何本、どの地点というこ

は、この国会で審議をいたしましたよう、予定路線が途中で変更されますと、たいへんな地域住民の反対等も起き上がるものなんです。たとえば、いま一宮—砺波との間の図面で示されている路線は、大体この路線に来るであろうという期待を地域住民は持たざ

は、一応の計画の線としては、これが一番適なものである。しかし実際の調査をしてみなければわからぬのだということになりますと、政治に対する疑いを持つことにならざるを得ない。で、このいま示されている資料にある赤ハ路原——赤く示されてゐるところ

○衆議院議員(野田卯一君) 御質問の点でござりますが、この予定線――この一応の線をきめます際には、御承知のベシフィックコンサルタンツという設計社がございますが、あそこに依頼いたしまして、あすこが数ヵ月間六県と協力いたしまして調べ上げたものによつております。

なお、先ほどおっしゃいました九州の例、あるいは中央道の迂回線の問題、ちょうどこの問題が論議されているときに、九州あるいは中央道が非常に問題になつておりましたので、私どもは、その点非常に重要視いたしました。そこで、その間に、あとで問題が起つてはならぬというわけで、いささかの見解につきましても十分各方面の意見をただしまして、そうしてそれがために約二ヵ月間くらいの話し合いを進めまして、十分納得の上、最終的にこれをきめるということにいたしておるわけですがございま。御質問の点は十分なにしておるわけでございます。

○田中一君 国道四十一号線は、これは当然何とか手を打たなければならぬところです。もう冬季になりますと自然交通が途絶するわけですから、東海・北陸間といふものは、自動車交通ができなくなつておるのが現状でありますので、当然だと思う。それだけに調

査をしてから、これは計画線です。計画線、予定線をつくる場合でも、一応いま言うように相当な技術的な調査もし、最短距離を行くのですから、まあ建設費も同じ条件なら安いわけですね。どちらにころんたって東海・北陸の間には、山岳地帯も通るわけです。そこで、これは建設大臣としては、どういう技術的な、計画路線に対してはどういう実態と理解しておるか。また、ここで、ごたごた国会でもって論議されても困るので、伺っておきたいと思うが、技術的にこの線ならば大体いいのではなからうかという程度でもいいが、そういう答弁でもらえれば――この路線については、十分に技術的な調査した上でいたします、という答弁でもいいのですが、相当建設大臣の発言は影響するところが大きいから、この点はひとつ慎重に答弁してください。

陸続と横断道路といふものの議員立法が出てまいります。これは当然出るはずでござります。また出てよろしいでございます。この点はどうお考えでござりますか。

○國務大臣(河野一郎君) 将来は別といたしまして、現に実施いたしております五ヵ年計画においてはもちろんのことでございますが、修正いたしまする五ヵ年計画にも、この路線を入れるという予定はございません。

○田中一君 これは総裁選挙の前でありますし、河野さんも慎重に御答弁をなさつておると思いますが、そこで私は、結局これらの横断道路といふものはなくてはならぬということは、これで誤りは言われると思う。しかし、当面の問題として新五ヵ年計画には考え方がないといふ答弁も、これは直率で非常にいいと思う。しかし、これをまた、私ども整備された道路を要求している国民の側にいたしますと、計画がないならば計画をお立てなさいという助言をいたしたいものであります。だからいま提案されておりますこの法案に対しては、政府の道路行政の貧困と言つてはことばが非常に失礼だけれども、金がないのだったら、よそのむだ使いをやめてほかの道路に金を十分つけるということを私は言いたいと思う。これは自分の意見ですから答弁は要りません。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田敏雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(安田敏雄君) 御異議ない認め、さよう決定いたします。

ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(安田敏雄君) 速記を始め。

これにて一応休憩いたします。午後一時半から再開いたします。

午後零時二十分休憩

午後二時十分開会

○委員長(安田敏雄君) これより休憩前に引き続き、委員会を開いたします。

道路法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府側から提案理由の説明を聽取いたします。河野建設大臣。

○國務大臣(河野一郎君) ただいま議題となりました道路法の一部を改正する

はる法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近におけるわが国経済の発展に伴い、道路における長距離輸送が激増し、道路において今後ますます顕著になるものと考えられます。

このような状況に対応するため、総合的な計画に基づき、特に全国的な幹線道路を緊急に整備し、輸送路を開拓するとともに、先行的道筋投資を行ない、産業基盤の強化をはかることが要請されております。

そこで、この際一級国道及び二級国道は、これを一般国道として統合し、その重点的かつ効率的な整備を促進いたしますとともに、管理体制の強化をはかりたいと存しております。

また、最近、道路交通事故が激増しております状況にかんがみまして、交通安全施設に関する規定を整備いたしたいと考えております。

このような観点から、ここに道路法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。以下その要旨について御説明申し上げます。

第一に從来の一級国道及び二級国道の区別を廃止して新たに一般国道の制度を設けることいたしました。

第二に、一般国道の指定基準は、從来と同様の指定基準に加えて、このたび特に国土の総合的な開発または利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と重要な国道とを連絡する道路を一般国道として指定できるものといたしました。なお、この法律が施行されまことに、一級国道または二級国道でありましたものは、すべて一般国道となることいたしております。

を加える。

第三十九条 第二十二条の四の規定

に違反した者は、一万円以下の過

料に処する。

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第二十

二条の三の改正規定、同条の次に

三条を加える改正規定中第二十二

条の四に係る部分、本則中第二十

八条の次に一条を加える改正規定

第三十九条 第二十二条の四の規定

に違反した者は、一万円以下の過

料に処する。

3 この法律の施行の際現に宅地建

物取引業者である者(宅地建物取

引業を営む信託会社及び信託業務

を兼営する銀行を除く)は、旧法

第五条第一項の規定による登録の

有効期間が満了する日までは、新

法第三条第一項の免許を受けない

でも、引き続き宅地建物取引業を

営むことができる。その者がその

期間内に当該免許の申請をした場

合において、その期間を経過した

ときは、その申請に対し免許をす

るかどうかの処分がある日まで、

また同様とする。

4 前項の規定の適用については、

旧法第五条第一項の規定による登

録の有効期間がこの法律の施行の

日から一年以内に満了することと

なる者にあっては、当該登録の有

効期間は、この法律の施行の日か

ら一年を経過した時に満了するも

のとみなす。

5 附則第三項の規定により引き続

き宅地建物取引業を営むことがで

きる者については、この附則に別

のとみなす。

6 新法第十七条、第十八条の二か

ら第十九条まで、第二十条、第十

七条、第十八条の二から第十九条

まで及び第二十条の二に係る部分

に限る)及び第二十条の二から第

二十二条までの規定(これらの規

定に係る罰則を含む)は、附則第

三項の規定により引き続き宅地建

物取引業を営むことができる者に

ついても、適用する。この場合に

おいて、新法第二十条第二項、第

二十条の二及び第二十一条中「免

7 新法第十八条の二から第十九条

(この法律による改正に係る部分

に限る)までの規定は、附則第三

項の規定により引き続き宅地建

物取引業を営むことができる者につ

いては、前項の規定にかかるわら

ず、この法律の施行の日から二月

間は、適用しない。

8 この法律の施行の際現に宅地建

物取引業を営んでる信託会社及

び信託業務を兼営する銀行は、こ

の法律の日から一週間以内に、建

設省令の定めるところにより、そ

の旨を建設大臣に届け出なければ

ならない。

9 前項の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者は、二万

円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人の代理

人、使用人その他の従業者が、そ

の法人の業務に関し、前項の違反

行為をしたときは、その行為者を

罰するほか、その法人に対しても

同項の刑を科する。ただし、法人

の代理人、使用人その他の従業者

の当該違反行為を防止するため、

当該業務に対し相当の注意及び監

督が尽くされたことの証明があつ

たときは、その法人については、

この限りでない。

11 旧法の規定による宅地建物取引

員試験に合格した者(宅地建物取

引業法の一部を改正する法律(昭

和三十二年法律第百三十一号)附

則第二項の規定により旧法第十一

条の二第一項に規定する宅地建物

取引員とみなされた者を含む)は、

新法の規定による宅地建物取

引主任者資格試験に合格した者とみなす。

12 旧法(附則第五項の規定により

従前の例によることとされる場合

を含む。以下附則第六項において同じ。)の規定に基づき供託され

た営業保証金は、新法の規定に基づき供託された営業保証金とみな

す。

13 この法律の施行の際現に宅地建

物取引業者である者(この法律の

施行の日以後において新法第三条

の規定によりなされた登録の取消し

は、新法第二十条第二項第二号から第五号までの規定によりなされ

た免許の取消しとみなす。

14 前項の規定による宅地建物取引

業を営んでる信託会社及び信託

業務を兼営する銀行について、新

法第十二条の二の規定を適用する

こととしたならばその営業保証金

の額が新法第十二条の二第二項に

規定する額に不足することとなる

場合においては、その者に係る營

業保証金の額は、この法律の施行

の日から二年間は、なお従前の例

による。

15 前項の規定による宅地建物取引

業を営んでる信託会社及び信託

業務を兼営する銀行について、新

法第十二条の二の規定を適用する

こととしたならばその営業保証金

の額が新法第十二条の二第二項に

規定する額に不足することとなる

場合においては、その者に係る營

業保証金の額は、この法律の施行

の日から二年間は、なお従前の例

による。

16 旧法第二十条第一項第一号又は第三項第三号から第五号までの規定によりなされた登録の取消し

は、新法第二十条第二項第二号から第五号までの規定によりなされ

た免許の取消しとみなす。

17 昭和四十二年三月三十一日まで

は、宅地建物取引業法第二十二条の三第一項及び第三項中「宅地建

物取引業を営むもの又はこの

法律の施行の際現に宅地建物取引

業を営んでる信託会社及び信託

業務を兼営する銀行に合意した旨

を、その供託物受入れの記載のあ

る供託書の写しを添附して、新法

第三条第一項の免許を受けた建設

大臣又は都道府県知事(宅地建物

取引業法)を「宅地建物取引業者の監

督その他宅地建物取引業法」に改め

設大臣)に届け出なければならない。

18 第二十二条の三の改正規定の施

行の際現に存する旧法第二十二条の三の規定により設立された宅地

建物取引業会は、第二十二条の三の改定規定の施行の日から三月以

内に、定款を変更して、新法第二

十二条の三の規定による宅地建物

取引業協会となることができる。

この法律の施行前にした行為及

びこの附則の規定により従前の例

によることとされる宅地建物取引

業に係るこの法律の施行後にした

行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

19 この法律の施行前にした行為及

びこの附則の規定により従前の例

によることとされる宅地建物取引

業に係るこの法律の施行後にした

行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

20 建設省設置法の一部を次のよう

に改正する。

第三条第十八号の二中「宅地建物

取引業法」を「宅地建物取引業者の監

督その他宅地建物取引業法」に改め

とする。

る。

第十条第一項の表宅地審議会の項
中「及び不動産の鑑定評価」を「不
動産の鑑定評価及び宅地建物取引
業」に改める。

六月十九日本委員会に左の案件を付託
された。

一、東北自動車道の早期着工に関する請
願

一、東北自動車道の早期着工に関する請願(第
二八八九号)(第二八九〇号)(第二
八九一号)(第二九〇八号)(第二九
〇九号)(第二九一〇号)

第二八七〇号 昭和三十九年六
月五日受理

東北自動車道の早期着工に関する請
願

請願者 福島市杉妻町二番三
号福島県町村会内

紹介議員 佐藤了寿
石原幹市郎君

東北における産業開発の動脈である
東北自動車道をすみやかに着工する
よう福島県町村会定期総会の決議に
より請願する。

理由

東北地方は食糧並びに天然資源の宝
庫であり、これらを重要な経済基盤
として発展途上にある今日、東北自
動車道の早期完成はわが國經濟の伸
長に多大の貢献をするものと確信す
る。

第二八八九号

昭和三十九年六
月八日受理

河川法案反対に関する請願
請願者 三重県津市広明町二
九七 榎本順平外三
千九百三十二名

この請願の趣旨は、第一八五六号と
同じである。

第二八九〇号 昭和三十九年六
月八日受理

河川法案反対に関する請願
請願者 新潟市船場町一ノ
二、五〇一 水庫信
雄外四千七百八十名

この請願の趣旨は、第一八五六号と
同じである。

第二八九一号 昭和三十九年六
月八日受理

河川法案反対に関する請願
請願者 長野県西筑摩郡檜川
村奈良井 寺沢清人
外二千九十六名

この請願の趣旨は、第一八五六号と
同じである。

第二八九〇八号 昭和三十九年六
月九日受理

河川法案反対に関する請願
請願者 山口県下関市幡生町
四六 松本洋助外七
千七百六十五名

この請願の趣旨は、第一八五六号と
同じである。

第二九〇九号 昭和三十九年六
月九日受理

河川法案反対に関する請願
請願者 滋賀県大津市馬場南
町一〇八 大橋寿一
外三千八百七十二名

この請願の趣旨は、第一八五六号と
同じである。

第二九一〇号 昭和三十九年六
月九日受理

河川法案反対に関する請願
請願者 宮崎県東諸県郡綾町
北俣 平田晃外六千
二百五十四名

この請願の趣旨は、第一八五六号と
同じである。

第二九一〇号 昭和三十九年六
月九日受理

河川法案反対に関する請願
請願者 岩間 正男君
北俣 平田晃外六千
二百五十四名

この請願の趣旨は、第一八五六号と
同じである。